

目黒区医療的ケア児等通所支援事業委託事業者の選定について

1 経緯

本区の医療的ケア児及び重症心身障害児（以下「医療的ケア児等」という。）を対象とした通所支援事業については、目黒区実施計画及び目黒区障害者計画に基づき目黒区心身障害者センターを活用して、令和2年7月から委託事業として、実施する予定である。

実施にあたっては、安全かつ安定的な事業運営を図る観点から、豊富な実績と経験を有する事業者を公募により選定する。

2 公募事業の概要

(1) 事業名 医療的ケア児等通所支援事業

(2) 事業の内容

児童福祉法第6条の2の2第2項に基づく児童発達支援（未就学の障害児につき、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の必要な支援をいう）

※放課後等デイサービスと一体的に実施する多機能型事業形態を含む

(3) 履行場所

ア 施設名 目黒区心身障害者センター

イ 所在地 目黒区八雲1-1-8

ウ 場所の使用 契約期間中は無償使用

エ 施設規模 278.47㎡（予定）

〈内訳〉療育室1（60.58㎡）、療育室2（124.64㎡）、相談室（8.75㎡）及び児童通所支援事業事務室（84.50㎡）

(4) 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

但し令和2年4月1日から同年6月30日までは準備期間とし、職員の研修、利用決定者及び保護者との面接等を実施する。

また、区の設置する目黒区入札・契約適正化委員会において、履行状況の評価が良好であるため翌年度の随意契約を適とすることが了承された場合、最大5年間は継続して契約できるものとする。

(5) 初年度の開所日及び開所時間

ア 開所時間 月曜日から金曜日まで 午前9時から午後6時まで

イ 児童発達支援

月曜日から金曜日まで 午前10時から午後3時まで

土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に定める日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）は閉所日

(6) 初年度の利用定員

児童発達支援 1日あたり定員5名以上

※放課後等デイサービスと一体的に実施する多機能型事業形態を含む

(7) 事業の開始時期 令和2年7月1日

(8) 委託事業者 1事業者

(9) 公募の周知方法 区報及び区ホームページ

3 応募資格

当該事業の運営管理が可能な社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人及び一般社団法人で次の各事項を全て満たすものとする。

- (1) 事業の実施に意欲を有し、令和元年10月1日現在で医療的ケア児等を対象とした児童福祉法に基づく児童発達支援及び放課後等デイサービスを東京都内で実施した実績を3年以上有すること。(両事業を一体的に実施する事業形態を含む)
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 目黒区競争入札参加者指名停止措置基準(平成2年4月1日付け目総契第740号決定)別表第1及び別表第2に規定する措置要件に該当しないこと。
- (5) 目黒区契約における暴力団等排除措置要綱(平成23年7月28日付け目総契第4070号決定)別表に規定する措置要件に該当しないこと。
- (6) 最近1年間法人税、消費税等を滞納していないこと。

4 事業運営に関する条件

(1) 職員配置

東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月13日、条例139号)及び同条例施行規則(平成24年12月21日、規則167号)を満たしていること、かつ看護師は常勤2名以上とすること。

(2) 送迎サービス

当該事業の実施にあたり、利用者の送迎を実施すること。

送迎用車両にはドライブレコーダーを備えることとし、燃料費、送迎に係る人件費は委託経費に含む。駐車場は目黒区民キャンパス内に2台分を無償で区が貸与するが、それ以上の台数を必要とする場合は、事業者が委託経費内で確保すること。

(3) 本事業における医療的ケア

1	人工呼吸器管理
2	気管内挿管、気管切開の管理
3	鼻咽頭エアウェイ
4	酸素吸入
5	6回/日以上の高頻回の吸引
6	ネブライザー6回/日以上または継続採用
7	中心静脈栄養(IVH)
8	経管(経鼻・胃ろう含む)栄養
9	腸ろう・腸管栄養
10	定期導尿(3回/日以上)(人工膀胱を含む。)
11	人工肛門

(4) 利用者の対象及び決定

利用対象となる児童は区民、利用者の決定は事業者と協議の上、区が決定する。

(5) 物品

ア 委託業務に必要な物品については貸与する。なお、今後使用する物品及び貸与物品が経年劣化に等により使用することができなくなった場合は、委託事業者が委託経費の範囲内で調達する。

イ 委託事業者が経費により調達した物品は、委託事業者の所有に属する。

ウ 目黒区の貸与物品と指定管理者の物品が区別できるよう適切に管理する。

5 委託経費

区が事業者に委託経費を支払い、児童福祉法に基づく給付費及び利用者負担金等は区の歳入とする。

6 選定方法

受託事業者は、高い専門性を有し、その専門性を活用した実践力を行使でき、かつ、その実績を有するものであることが必要であるため、「目黒区プロポーザル方式による業者選定実施要綱」（平成16年6月24日付け目総契第326号決定）の規定に基づき、健康福祉部長を委員長とする「目黒区医療的ケア児等通所支援事業委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置し、事業者を選定する。

7 今後の予定

令和元年	10月10日	公募開始
	10月24日	公募締切
	11月 7日	選定委員会（一次選考：書類審査）
	11月 9日	選定委員会（二次選考：ヒアリング及び委託予定事業者の決定）
	11月27日	生活福祉委員会報告
令和2年	4月 1日	契約締結
	7月 1日	事業開始

以 上